

墨田区子ども・子育て支援総合計画

—すみだ子育て・子育て応援宣言—

(令和2年度～令和6年度)



令和2年2月

墨田区

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画策定体制と策定方法.....	2
第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 保育所の待機児童数.....	3
2 子どもの人口の推移と将来推計.....	3
第3章 基本理念と施策の体系	4
第4章 施策の展開	6
基本目標① 子どもと親とが共に育つまちをつくれます.....	6
基本目標② 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます.....	8
基本目標③ 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします.....	10
基本目標④ 地域の子育て力と支えあいを強化します.....	12
基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します.....	13
第5章 子ども・子育て支援事業計画	15
1 教育・保育の提供区域の設定.....	15
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	16
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	20
第6章 計画の推進体制	25
1 計画の推進.....	25
2 計画の進捗管理.....	25
3 評価指標.....	25

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

これまで国は、急速に進展する少子化対策に対応し、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。また、平成27年3月までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法は、平成26年4月に改正が行われ、法律の有効期限が令和7年3月まで10年間延長されています。

こうした国の動きを受け、墨田区では平成27年度からの5年間の計画期間とした「すみだ子育て・子育て支援宣言 ー墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画ー」を策定し、平成29年度には改めて区民ニーズを踏まえた中間の見直しを行うなど、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ実効性を持って推進してきたところです。

しかし、国全体の出生数は減少を続けており、核家族化のさらなる進展、地域のつながりの希薄化などから、子育てに不安や孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。

また、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境のさらなる充実が必要になっています。

さらには、子どもを取り巻く課題が複雑・多様化する中で、地域全体で児童虐待を未然に防いでいくための取組や、一人ひとりの悩みに寄り添った対応が求められています。

この状況を踏まえ、墨田区では、これまでの「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」に基づく次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援の取組を継承し、一層促進させるため、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、令和2年4月から5年間の墨田区の子ども・子育て支援の取組について定めます。

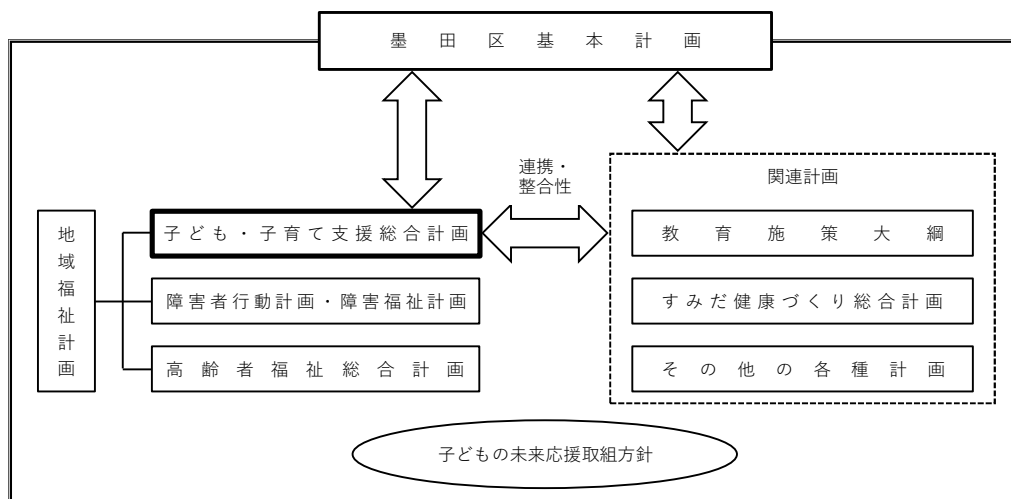
2 計画の位置付け

本計画は、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する部門別計画として、また、墨田区地域福祉計画の児童福祉分野に関する部門別計画として策定するものです。

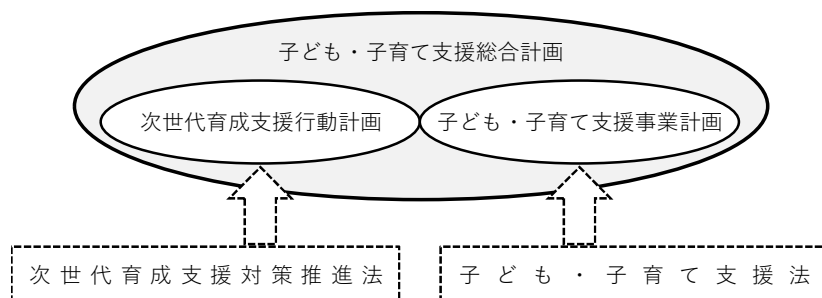
また、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援行動計画を内包するものです。

さらには、墨田区教育施策大綱、すみだ健康づくり総合計画をはじめ、子ども・子育てに関連する他の行政計画との整合性を図るとともに、墨田区子どもの未来応援取組方針の考え方を反映させ、子ども・子育て施策の総合的で一体的な推進を図っていくものです。

【墨田区の各種計画との関係イメージ】



【法律に基づく計画との関係イメージ】



3 計画の期間

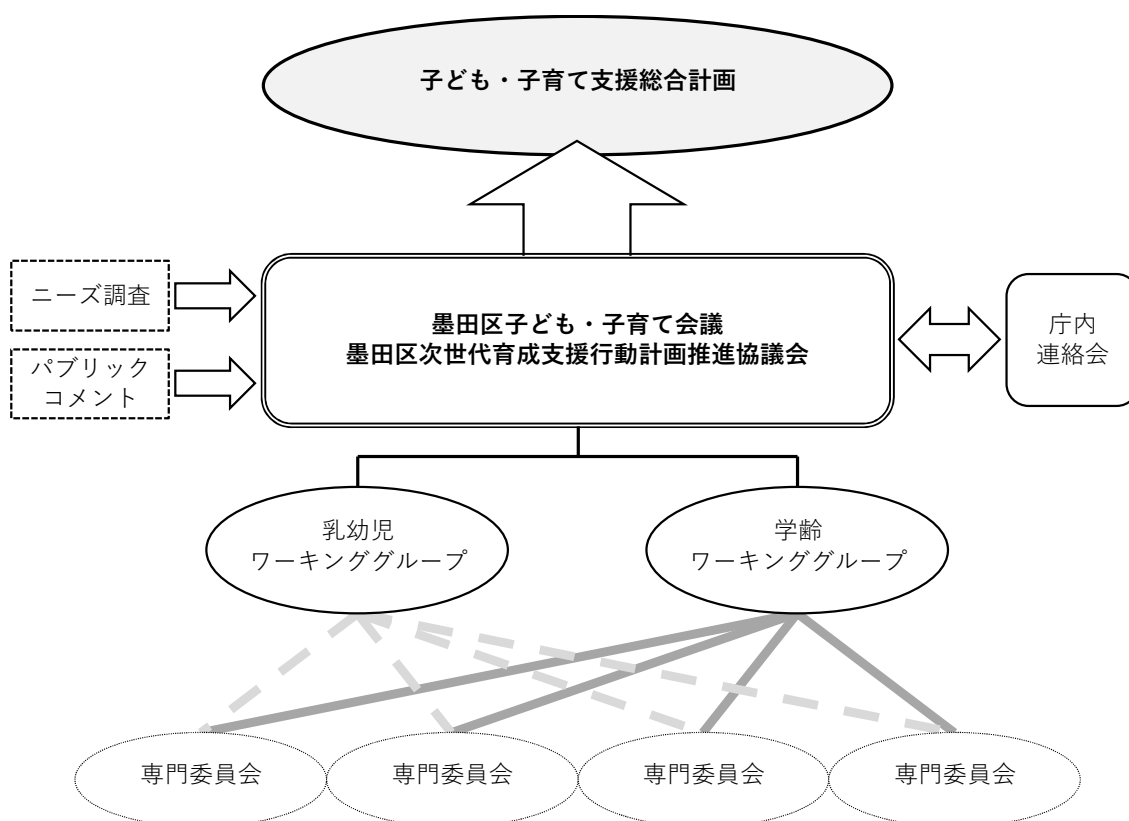
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画策定体制と策定方法

学識経験者や関係団体の代表者のほか、公募による保護者（区民）など30名以内から構成される「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」を設置し、その下部組織として「乳幼児ワーキンググループ」と「学齢ワーキンググループ」を設置しました。さらに、必要に応じて「専門委員会」を設け、それぞれの会議で計画内容等を協議・検討し、庁内連絡会等での検討も踏まえて策定しています。また、パブリックコメントを実施し、広く区民の意見も伺いました。

さらに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

【策定体制関係図】

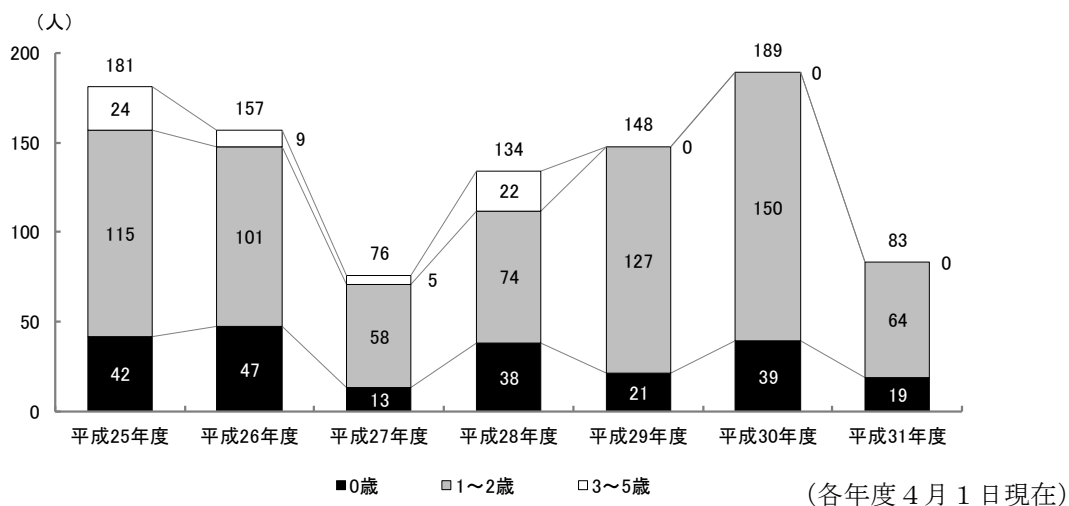


第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状

1 保育所の待機児童数

待機児童は平成27年度以降増加傾向にありましたが、平成31年度には大きく減少しました。また、近年3～5歳の待機児童は生じていないものの、1・2歳には多くの待機児童がいます。

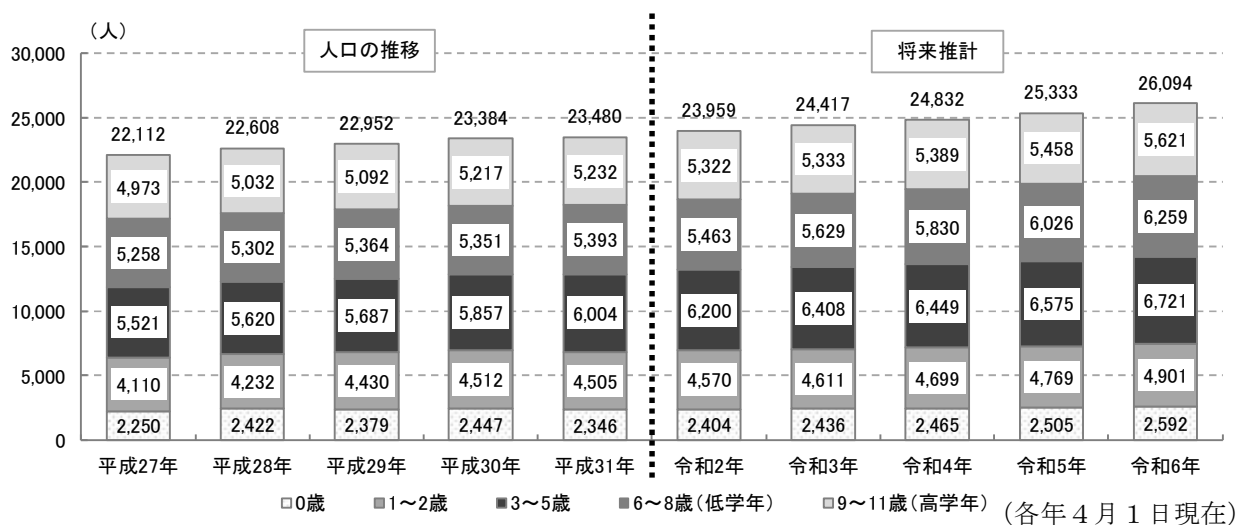
【待機児童数の推移】



2 子どもの人口の推移と将来推計

平成25年以降の未就学児は増加傾向が続いていましたが、近年はやや緩やかになってきています。就学児は微増傾向が続いています。これらの傾向は令和2年度以降も継続することが見込まれますが、未就学児は令和10年頃、就学児は令和15年頃に人口のピークを迎え、移行は減少に転じると予測されています。

【子どもの人口の推移と将来推計】



第3章 基本理念と施策の体系

基本理念

子どもの最善の利益を優先するまち すみだ

5年後の将来像

子ども

すみだに愛着と誇りを持ち、
お互いを尊重し合う
心が育まれている

子育て家庭

安心して子どもを生み、
子どもの尊い命を
守りながら、親自身も
笑顔で子育てを
楽しんでいる

地域(企業含む)

支えあい・助けあいの
意識を持ち、
子どもと親の
未来への可能性を
引き出している

基本目標

目標①

子どもと親とが共に
育つまちをつくります

目標②

保育の量的整備も
継続しつつ、教育・
保育の質を高めます

目標③

困難が生じた子どもと
親への支援体制を
手厚くします

目標④

地域の子育て力と
支えあいを強化します

目標⑤

ワーク・ライフ・
バランスを踏まえた
支援を実施します

具体的な方向性

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 子育て家庭への支援サービスの充実
- (3) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
- (2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実
- (3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
- (2) 企業等の子育て力との協働
- (3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

取組一覧

- ◎親子の集いの場の提供
 - ・公共施設を活用した親子の交流
 - ・育児を学ぶ機会の提供
 - ・気軽に相談できる子育て相談窓口
 - ・親がリフレッシュできる環境づくり
- ◎児童の健全育成と放課後の子どもの居場所
 - ・豊かな学びの場・機会の提供
 - ・親子と支援機関の関係づくり
 - ・子どもと親の健康維持の支援
 - ・医療を安心して受けられる環境の整備
 - ・健康促進と正しい知識の習得

- ◎保育の質・サービスの向上
 - ・保育の量の確保
 - ・幼保小中連携の促進
 - ・多様なニーズへの対応
 - ・親の働き方に応じた保育の提供
 - ・緊急時に利用できる保育の提供
 - ・「生きる力」を育む教育の充実
 - ・「こころ」を育む教育の充実
 - ・学校環境の向上

- ・ひとり親家庭の相談窓口
- ・住まいの支援
- ・幼稚園・保育園・学童クラブでの受入
- ・特別支援教育等の運営
- ・身近な地域における支援の充実
- ◎虐待防止のための連携・支援
 - ・さまざまな悩みを抱える家庭への支援
 - ・経済的な支援

- ◎地域との協働による子育て支援
 - ・町会・自治会等の地域団体との協働
 - ・異世代交流による子育て支援
 - ・仕事についての学びの機会の提供
 - ・子育てに理解のある企業との連携
 - ・子育て中の保護者の就職活動の支援
- ◎安全・安心なまちづくり
 - ・自ら危険を回避できる教育の推進
 - ・不審者情報等の発信

- ◎ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・父親に育児参加を促す取組
 - ・男女共同参画についての意識啓発
 - ・子どもを連れて出かけやすいまちづくり
 - ・子育てしやすい住宅環境の促進
 - ・ICTを活用した情報の発信
 - ・多様な方法を用いた情報の発信

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育給付

施設型給付

保育所
幼稚園
認定こども園

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

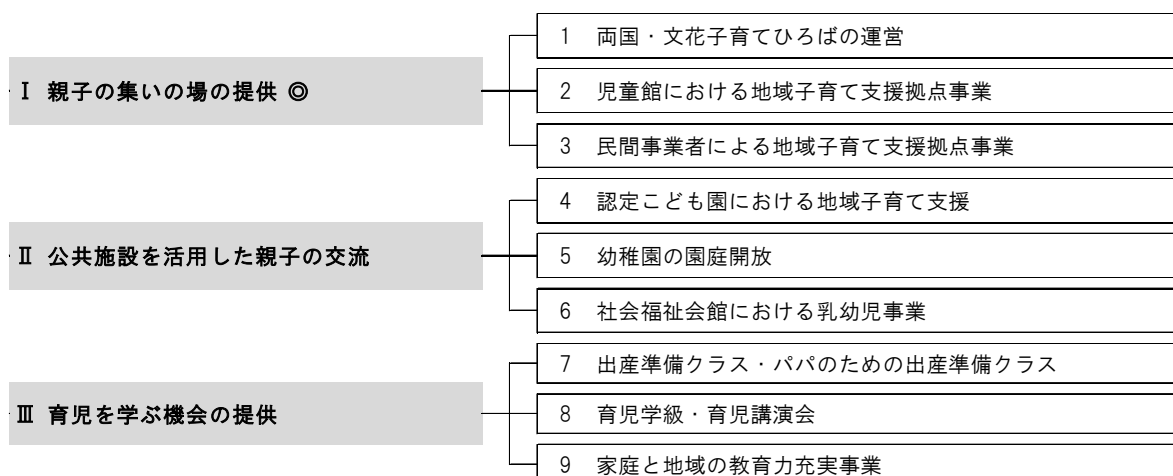
第4章 施策の展開

基本目標① 子どもと親とが共に育つまちをつくります

方向性(1) 親同士のつながりと子育て力の育成

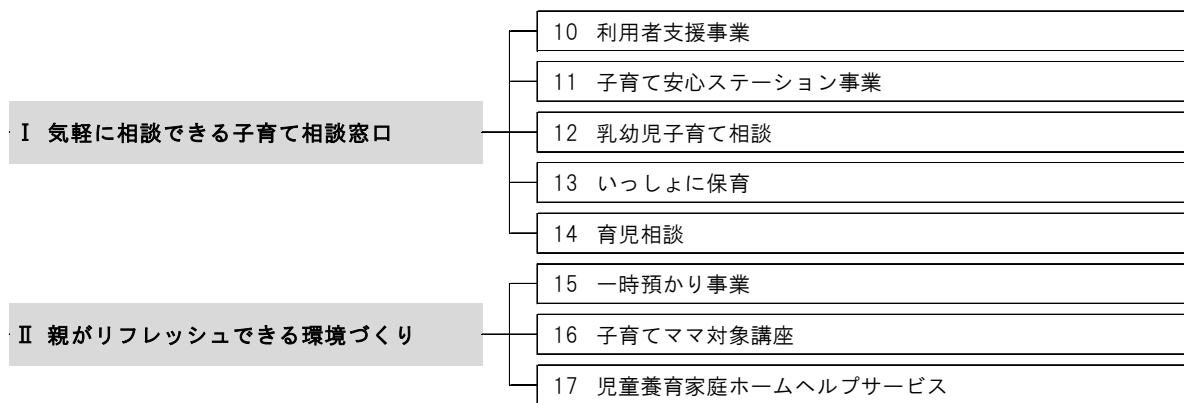
- 先輩ママ・パパの体験をこれから親になる人に伝える取組や、子どもの年齢やテーマ（食事・遊び・運動等）による講座やイベントの開催をきっかけとして、保護者同士の自主的なグループの育成・活動支援等を通じて、保護者同士のつながりや支えあいを促進します。
- 子どもとともに親も成長していくことができるよう、親としての心構えや子育てについて学ぶことのできる機会の充実を図ります。妊娠中から子どもの成長過程に応じて、継続的に学ぶことのできるプログラムの展開をめざし、関係機関の連携・協働による講座や交流事業等を開催していきます。
- 子育てひろば（地域子育て支援拠点）は乳幼児期の子育て家庭を支える地域の拠点であり、両国・文花子育てひろばを中核に、児童館を身近な地域における地域子育て支援拠点とした現状の受け入れ体制によってニーズを満たしていきます。
- 子育てひろばが親子にとって安心して過ごせる居場所となるよう、利用者の主体的な参加を支援し、いっしょに居場所づくりを進める環境をつくります。

※「◎」は計画期間中に重点的に取り組む項目



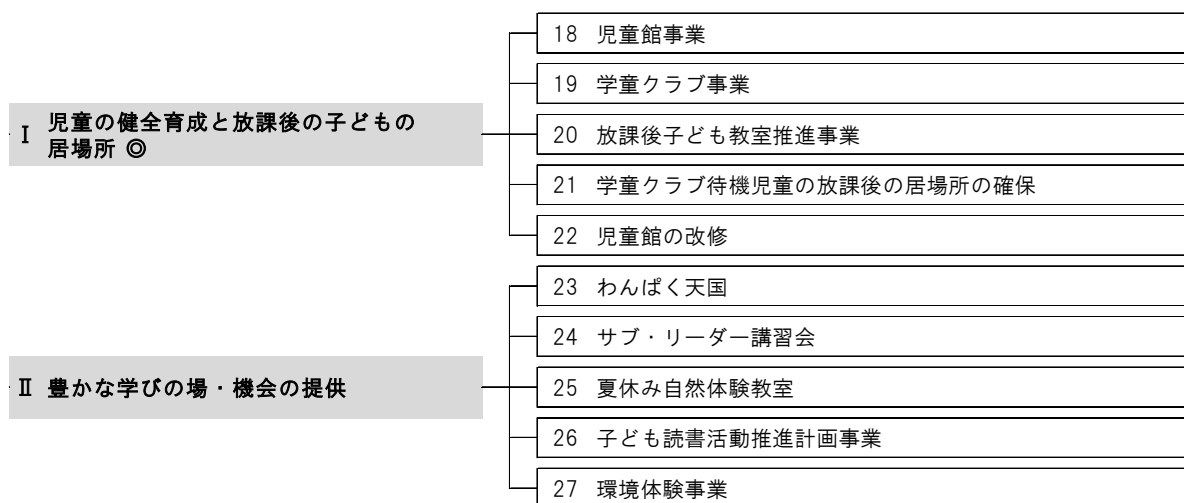
方向性(2) 子育て家庭への支援サービスの充実

- 子育てを応援するサービスのメニュー・量を拡充し、利用しやすくすることにより、親の育児不安や負担を軽減・解消し、すべての子育て家庭が地域で安心して子育てをすることができるようにしていきます。
- 人材育成、場の確保により、一人ひとりの状況に応じた育児相談対応を実施し、子育て家庭の不安の解消に取り組んでいきます。
- 子育ての負担感を軽減し、子育てに喜びや生きがいを感じるができるように、親のレスパイトケア（一時的な休息）の観点からも子育て支援環境を充実させていきます。
- 子育て支援や保健所、教育部門が連携する拠点となる新保健施設等複合施設の整備を計画しており、妊娠期から出産、子育て期に至る様々な支援を実現していきます。



方向性(3) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

- 地域の中で、乳幼児から中高生にいたるまでの子育て支援の拠点となる児童館の質を向上させるため、指定管理者である事業者と行政の協働を引き続き推進していきます。子どもたちに遊びの場、安全で安心な放課後の居場所を提供し、子どもたちが自主性や社会性、人間性を育めるよう児童館の内容の充実を図ります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、放課後子ども教室と学童クラブのさらなる連携強化に取り組めます。地域ごとのニーズに応じて、学校施設の活用や民間事業者との連携等により多様な受け皿の確保に努めていきます。
- 小中学生へのリーダー講習会や研修会により、さまざまな出会いの中で、人と関わることで得られる喜びを体験できる機会などを拡充し、次代を担う健全な青少年育成に取り組めます。また、地域の関係機関が連携・協働して、多様な自然体験等ができる場・機会づくりを進めます。



方向性(4) 子どもと親の心とからだの健康づくりの促進

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）に継続して取り組み、子育て家庭の状況を丁寧に把握して、疾病や障害等の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児期に親子が良好な関係を築くことができるように支援します。
- 健康診査などの機会を通じて、日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発を行います。
- 健康なからだと豊かなこころを育むうえで、乳幼児期は食習慣の基礎や規則正しい生活リズムをつくる大切な時期であり、家庭がその役割を十分に果たし、子どもが望ましい食習慣を身に付けられるよう、関係機関が連携・協力して食育に取り組んでいきます。

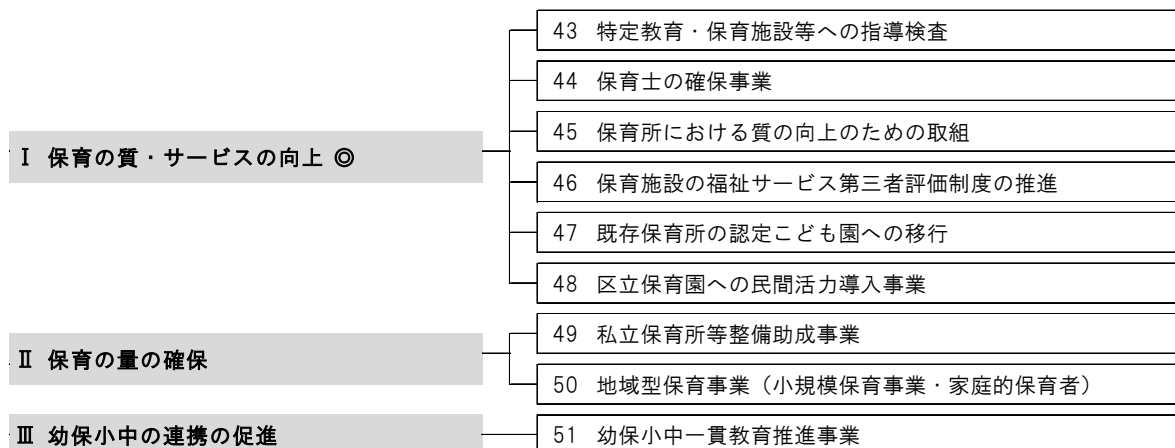
- 望まない妊娠や性感染症の防止のための性教育を推進します。また、家庭、学校、地域が一体となって、喫煙、飲酒、薬物乱用等に対する正しい知識の普及啓発に取組み、子どもが誘惑に負けることなく、適切に行動できる力を育みます。



基本目標② 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

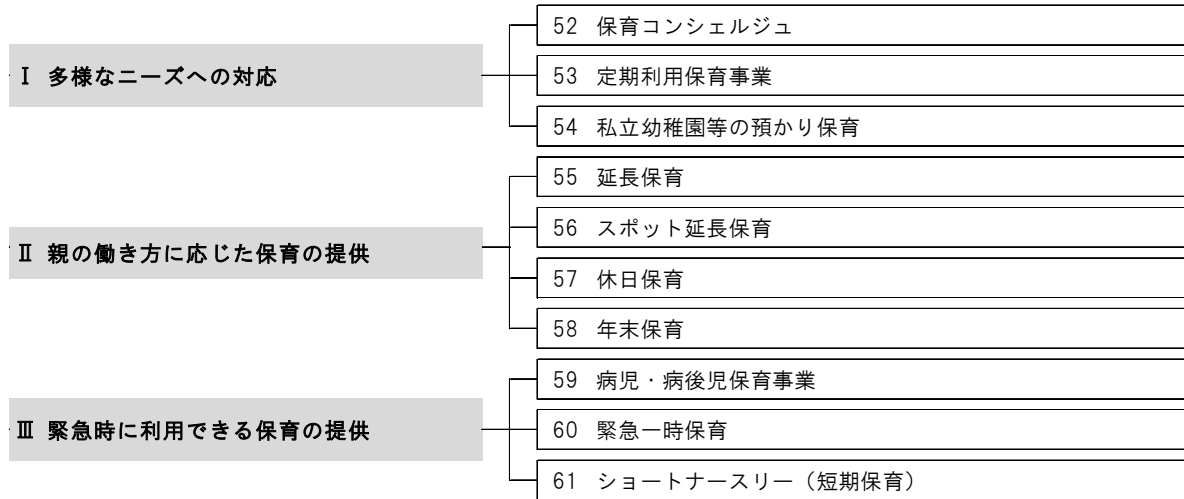
方向性(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備

- 増加が予想される保育ニーズに対しては、新たな施設整備だけではなく、保育定員の見直しや保育園同士の連携等、さまざまな方法を検討し、将来的な人口減少局面も見据えたサービス量の確保を図ります。
- 指導検査や巡回支援により質の確保を図るとともに、プロジェクトとして実施してきた「子ども主体の協同的な学び」を浸透・定着させ、公開保育等を通じて教育・保育の質の向上に取り組めます。
- 量の確保、質の確保の両面から、適切な人数の保育士が全ての保育施設に配置されることが重要であり、保育士確保に向けた支援に取り組んでいきます。



方向性(2) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

- 保護者の就労形態やニーズの多様化に対応し、定期利用保育や延長保育等の保育サービスの充実に取組みます。
- 子どもの急な体調不良にも対応できるよう、病児・病後児保育がより利用しやすい環境の整備に努めます。



方向性(3) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

- 「すみだ教育指針」に基づき、子どもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を身につけることをめざし、地域の特色にあった魅力ある学校づくり、よりよい学校教育を推進するためのしくみづくりなどに取組むことで、一人ひとりの子どもに応じた教育を展開し、確かな学力と豊かな人間性を育てていきます。
- 次代を担う子どもが国際的視野をもち、異文化を理解するとともにグローバルに交流の輪を広げられるような国際理解教育を推進します。また、地球環境や地球エネルギーをはじめとした環境問題に関心が持てるよう、環境学習に取り組んでいきます。
- 学校・家庭・地域の連携で子どもたちの学びを後押しし、教員の授業力の向上とともに、家庭における学習習慣づくりを進めます。



基本目標③ 困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします

方向性(1) ひとり親家庭等への支援

- 各種手当や医療費の助成、その他の福祉サービスの充実のほか、就労支援等を通じて、経済的に自立した生活を送ることができるための支援を行います。
- 相談窓口において、一人ひとりの状況を丁寧に聞き取り、必要な情報提供を実施し、適切な支援環境につなぐことによって、ひとり親家庭の自立を支援します。

I ひとり親家庭の相談窓口	77 母子・父子、女性、家庭相談
	78 児童扶養手当
II 経済的な支援	79 児童育成手当
	80 ひとり親家庭の医療費の助成
	81 東京都母子及び父子福祉資金（技能習得資金）の貸付
	82 ひとり親家庭自立支援給付金事業
	83 ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業
III 住まいの支援	84 母子生活支援施設
	85 母子緊急一時保護事業

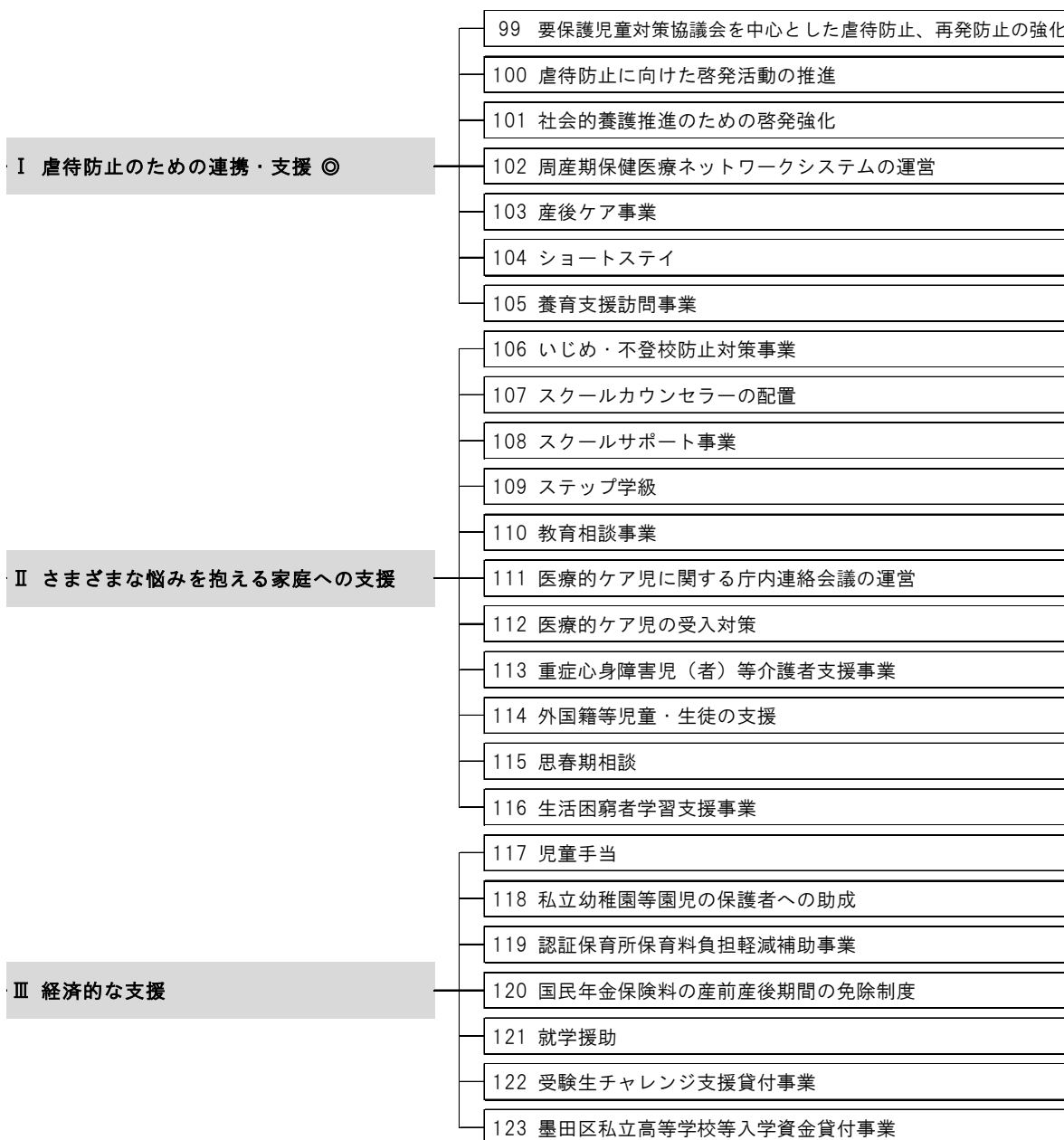
方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

- 発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保護者が相談しやすい体制の整備や、保育所、幼稚園、学校等の保育・教育施設や子育て支援総合センター、保健センター、医療機関等の関係機関の連携体制の構築、発達障害児の保護者同士の交流支援など、発達障害児とその家庭への支援を充実・強化していきます。
- 児童発達支援センター「みつばち園」を中心に、心身の発達に遅れや障害のある子どもに質の高い療育を提供するとともに、区内の障害児を預かる施設を支援し、療育の質の確保と向上を図ります。

I 幼稚園・保育園・学童クラブでの受入	86 幼稚園等における特別支援教育
	87 保育施設における障害児保育
	88 心理相談員の保育施設への巡回
	89 学童クラブへの障害児の受入
II 特別支援教育等の運営	90 特別支援学級等の就学相談
	91 就学奨励費の支給
	92 特別支援教育への対応
III 身近な地域における支援の充実	93 介助支援の実施
	94 障害児通所支援事業
IV 経済的な支援	95 障害児移動支援事業
	96 障害児福祉手当
	97 児童育成手当（障害）
	98 特別児童扶養手当

方向性(3) さまざまなサポートが必要な子どもとその家庭への支援

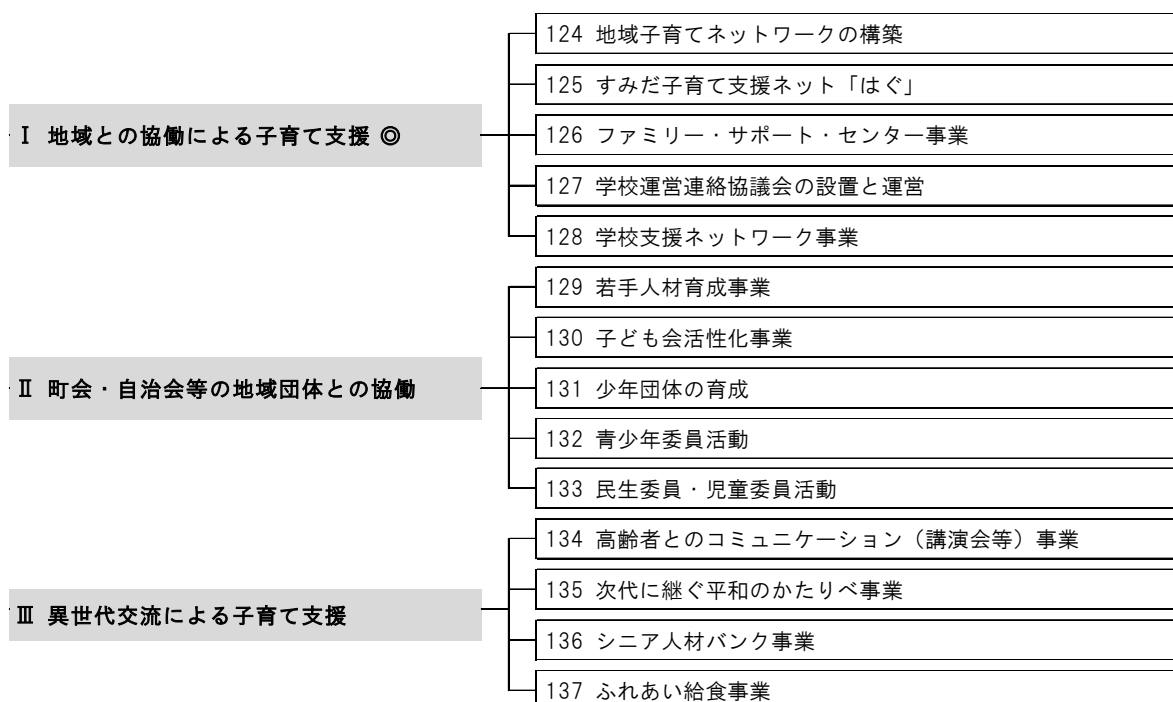
- 地域の関係機関が連携・協働するためのネットワークである墨田区要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、子育て支援総合センターを中心に、虐待をはじめ不適切な養育により被虐待に至る可能性のある児童を早期に発見し、事態の深刻化の防止を図るとともに、問題の解決に向けて取り組む体制構築を迅速に行います。
- 改正児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の主旨を踏まえ、子どもの権利擁護に関して、監護及び教育に必要な範囲を超えた懲戒の禁止、体罰によらない子育て等を啓発、推進していきます。
- 墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、区、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者が連携し、地域社会全体でいじめ問題の克服に取り組めます。
- 医療的ケアが必要な子どもを地域で支えていくための総合的な支援体制の構築に努めます。



基本目標④ 地域の子育て力と支えあいを強化します

方向性(1) 地域の子育て力の育成と子育て支援ネットワークの構築

- 保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会、民生委員・児童委員等が、相互の連携・協働により、乳幼児期の頃から子ども・子育て家庭と身近な地域が関わり、つながりを深めることで、子育て家庭の孤立を防ぎます。
- 子育て経験のある方や子育て・子育ての活動に関わりたいと思っている地域人材を、子育て支援サービス等を担う人材として育成するとともに、子育て家庭や教育・保育施設、児童館、学校等とつなぐしくみを整備し、区民の子育て・子育て支援活動への参画を促進します。
- 子育ての当事者である、親同士のつながりや支えあいを促進するための自主グループの育成に力を入れていきます。



方向性(2) 企業等の子育て力との協働

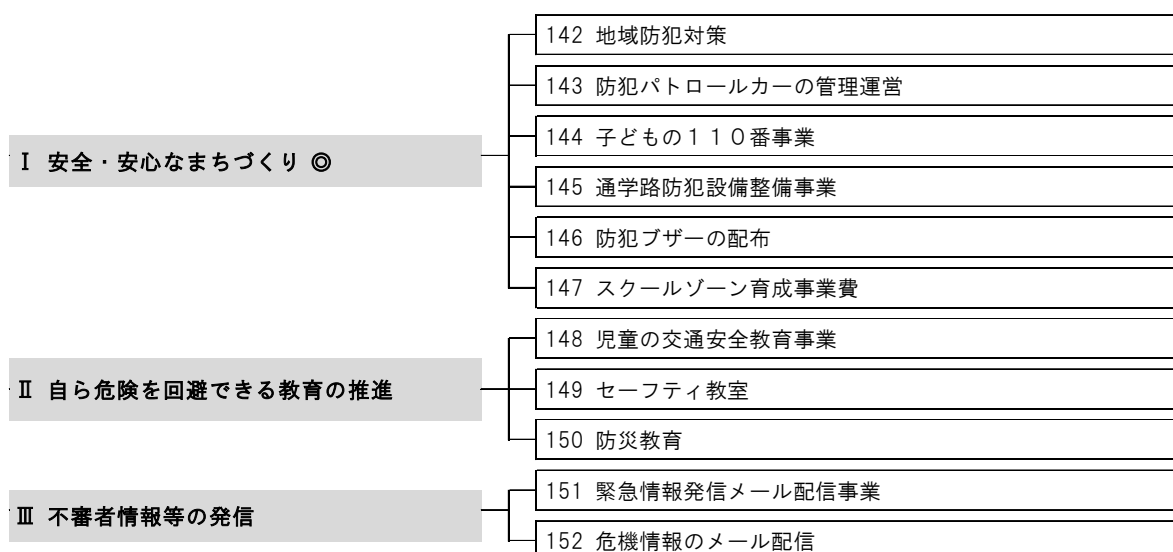
- 企業の子育てに関わる地域貢献活動を促進し、連携・協働を推進します。特に子どもたちがすみだの産業について知り、体験できる機会づくり、子どもの職業観や将来墨田区で働くというイメージの育成につながる取組などを進めていきます。
- 子育て・子育て支援活動に積極的に取組む区内の中小企業や商店等の情報を、区報やホームページ等で紹介し、こうした取組の普及啓発につなげていきます。



方向性(3) 子どもが安心して暮らせる環境の整備

- 子どもが巻き込まれる犯罪や非行は、目が届きにくいところで引き起こされるケースが多いため、地域と連携したパトロールの実施、見守り体制の構築や、防犯設備の整備等により、子どもたちを犯罪から守ります。

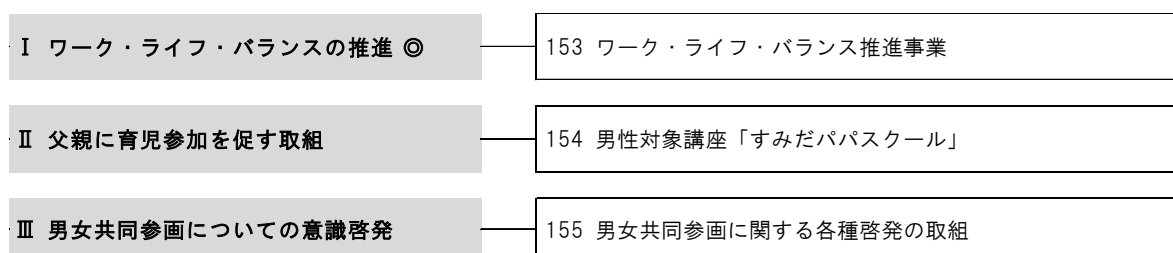
- 地域と連携した通学区域における危険箇所の確認や、交通安全教室の実施により、子どもが交通事故に巻き込まれることを防ぎます。



基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

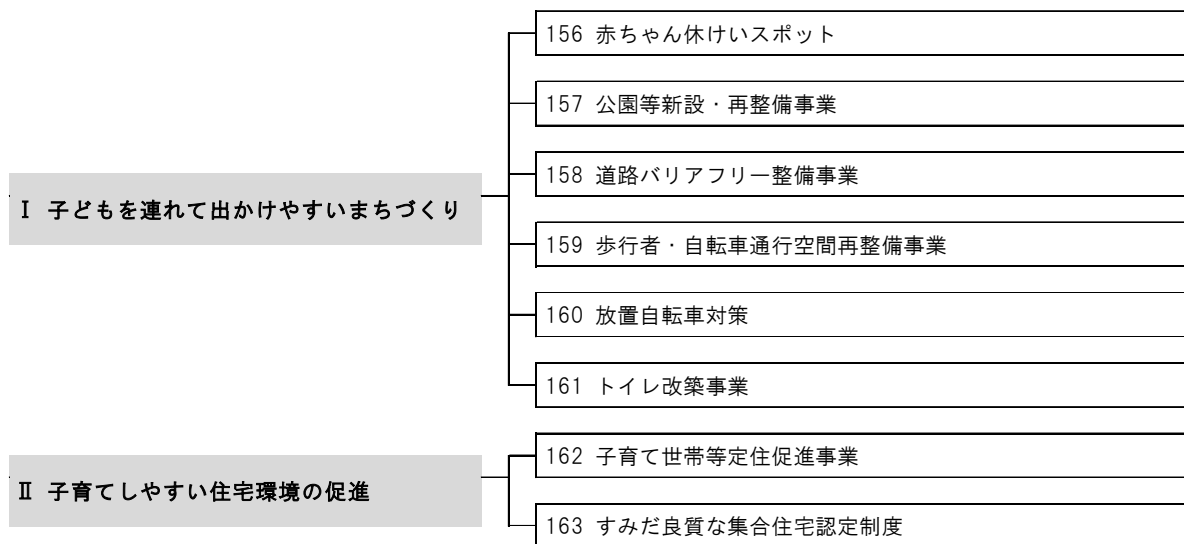
方向性(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりの推進

- 雇用環境や労働条件の整備、各種制度を利用しやすい職場の風土づくりなど、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業（事業所）の事例を紹介するなど、考え方や重要性などを浸透させるための啓発活動を推進します。
- 企業と関わりが深い労働関係団体等との連携や、東京都の助成制度等のインセンティブを紹介することで、企業のワーク・ライフ・バランスへの取組を促進します。
- あらゆる機会を通じて、男女が共同して子育てへ参加することの促進に向けた意識啓発を行います。



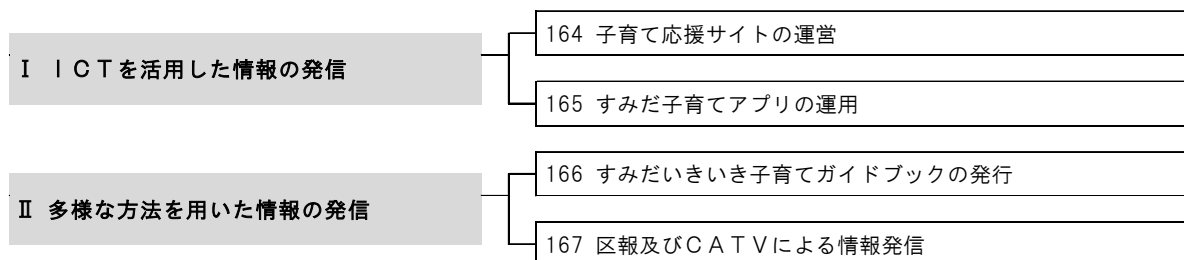
方向性(2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進

- 妊娠している人やベビーカーを押している人、子ども連れの人等が安心して外出できるよう、交通環境のバリアフリー化を推進します。
- 乳幼児を連れて外出を楽しめるよう、授乳やおむつ替えスペース、利用しやすいトイレ環境の整備を促進します。
- 親世帯と子育て世帯が相互に支えあい、子育てを楽しむことができるよう、三世代の同居・近居を支援します。
- 子どもや保護者の参画の下、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる、魅力ある遊び場、公園の整備を促進します。



方向性(3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

- 情報を必要とするすべての人が、子育てに関する情報を気軽に入手できるよう、引き続き多様な方法で情報発信に努めるとともに、必要な時に求める情報にアクセスできるよう、区民の意見を聞きながら随時発信方法の見直しを行っていきます。
- 発信する情報の内容を充実させ、多忙な子育て家庭にも分かりやすい情報の発信に取り組めます。



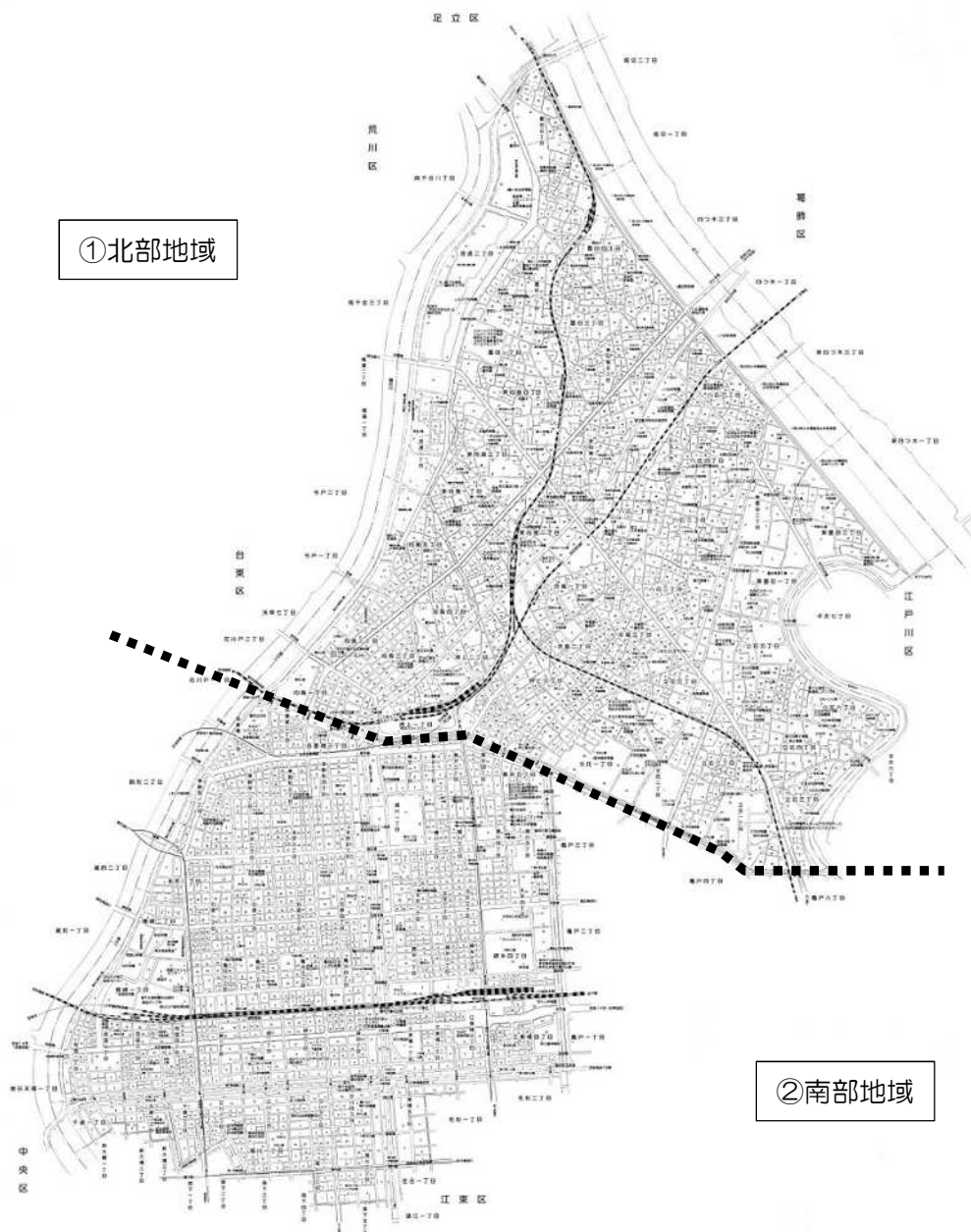
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。そこで、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざす考え方から、南北別に2区域の設定とします。

【提供区域の設定】

墨田区



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度による認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は申請を区市町村に行い、区市町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります。)。認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	幼稚園、認定こども園
2号認定		有	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満(0~2歳)	有	保育所、地域型保育事業、認定こども園
(認定対象外)	0~5歳	(無)	(基本的に保護者による自宅等での保育となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定対象年齢	内容
教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3~5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	保育所	2・3号認定 0~5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を保育します。
	認定こども園	1~3号認定 0~5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。
地域型保育事業 (地域型保育給付)	家庭的保育	3号認定 0~2歳児	家庭的な雰囲気の下で、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	小規模保育		少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	居宅訪問型保育		障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

(2) 区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。また、子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。

なお、各年度における確保量の基準日は、当年度の4月1日とします。

1) 1号認定

単位：人

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	1,974	2,040	2,053	2,093	2,140
②確保の 内容	教育・保育施設	951	951	951	951	951	951
	幼稚園(私学助成)	865	865	865	865	865	865
差異(②-①)		—	▲158	▲224	▲237	▲277	▲324

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	1,064	1,090	1,089	1,100	1,109
②確保の 内容	教育・保育施設	569	569	569	569	569	569
	幼稚園(私学助成)	490	490	490	490	490	490
差異(②-①)		—	▲18	▲46	▲32	▲33	▲29

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	910	950	964	993	1,031
②確保の 内容	教育・保育施設	382	382	382	382	382	382
	幼稚園(私学助成)	375	375	375	375	375	375
差異(②-①)		—	▲140	▲178	▲205	▲244	▲295

2) 2号認定

単位：人

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	3,865	3,994	4,020	4,098	4,189
②確保の 内容	教育・保育施設	4,121	4,264	4,336	4,436	4,373	4,283
	認可外施設等	67	67	67	67	67	67
差異(②-①)		—	466	409	483	342	161

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	2,143	2,194	2,192	2,213	2,230
②確保の 内容	教育・保育施設	2,428	2,479	2,479	2,479	2,437	2,377
	認可外施設等	6	6	6	6	6	6
差異（②－①）		—	342	291	293	230	153

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	1,722	1,800	1,828	1,885	1,959
②確保の 内容	教育・保育施設	1,693	1,785	1,857	1,957	1,936	1,906
	認可外施設等	61	61	61	61	61	61
差異（②－①）		—	124	118	190	112	8

3) 3号認定（0歳）

単位：人

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	709	713	716	722	741
②確保の 内容	教育・保育施設	550	574	589	615	615	615
	地域型保育事業	58	56	53	53	59	65
	認可外施設等	74	74	74	74	74	74
差異（②－①）		—	▲5	3	26	26	13

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	382	381	380	379	384
②確保の 内容	教育・保育施設	318	324	324	324	324	324
	地域型保育事業	44	43	43	43	43	43
	認可外施設等	30	30	30	30	30	30
差異（②－①）		—	15	16	17	18	13

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	327	332	336	343	357
②確保の 内容	教育・保育施設	232	250	265	291	291	291
	地域型保育事業	14	13	10	10	16	22
	認可外施設等	44	44	44	44	44	44
差異（②－①）		—	▲20	▲13	9	8	0

4) 3号認定（1～2歳）

単位：人

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	2,755	2,807	2,889	2,960	3,072
②確保の 内容	教育・保育施設	2,236	2,326	2,364	2,427	2,490	2,580
	地域型保育事業	199	214	217	255	287	319
	認可外施設等	190	190	190	190	190	190
差異（②－①）		—	▲25	▲36	▲17	7	17

【北部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	1,485	1,499	1,532	1,555	1,592
②確保の 内容	教育・保育施設	1,264	1,288	1,288	1,288	1,330	1,390
	地域型保育事業	127	124	124	124	124	124
	認可外施設等	94	94	94	94	94	94
差異（②－①）		—	21	113	▲26	▲7	16

【南部】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		—	1,270	1,308	1,357	1,405	1,480
②確保の 内容	教育・保育施設	972	1,038	1,076	1,139	1,160	1,190
	地域型保育事業	72	90	93	131	163	195
	認可外施設等	96	96	96	96	96	96
差異（②－①）		—	▲46	▲43	9	14	1

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに区全域である1区域か、南北別の2区域とします。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定】

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ運営事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	全区域でのニーズに応えられるよう、施設数や定員の拡充を図りながら、必要な時に利用できる状態をめざします。	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	子どもと保護者が希望した地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
幼稚園による一時預かり	状況に応じて柔軟に利用できる状態をめざします。	区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	希望するタイミングで利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	区全域
病児・病後児保育事業	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
利用者支援事業	区全域を対象とした情報提供やニーズ把握などの支援体制の構築をめざします。	区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて既存医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
養育支援訪問事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域

【地域子ども・子育て支援事業の事業の内容】

事業	区域検討の考え方
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ運営事業)	保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園などで保育を行う事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的に子どもを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設・協力家庭で、子どもを短期間養育します。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に保育を行う事業です。
一時預かり事業等	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営事業）

単位：人／月

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
① 量の 見込み	低学年	—	2,349	2,364	2,449	2,531	2,629	
	高学年	放課後の居場所等としてのニーズ	—	(1,886)	(1,890)	(1,910)	(1,934)	(1,992)
		特に配慮を必要とするニーズ	—	20	20	21	21	22
	合計	—	2,369	2,384	2,470	2,552	2,651	
② 確保の 内容	低学年	2,199	2,294	2,374	2,483	2,563	2,642	
	高学年	15	20	20	21	21	22	
	合計	2,214	2,314	2,394	2,504	2,584	2,664	
差異（②－①）		—	▲55	10	34	32	14	

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

単位：人／月

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	750	766	775	789	810
②確保の内容	1,271	1,274	1,274	1,280	1,286	1,292
差異（②－①）	—	524	508	505	497	482

(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

単位：人日／年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	60	61	63	64	66
②確保の内容	730	730	1,095	1,460	1,825	2,190
③定員（人/日）	2	2	3	4	5	6
差異（②－①）	—	670	1,034	1,397	1,761	2,124

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

単位：人回／年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	119,437	122,648	126,578	127,447	129,304
②確保の内容	224,294	243,032	322,931	322,931	322,931	322,931
③箇所数	13	14	17	17	17	17
差異（②－①）	—	123,595	200,283	196,353	195,484	193,627

(5) 一時預かり事業

1) 幼稚園による一時預かり事業

単位：人日／年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	13,442	13,893	13,982	14,593	15,161
②確保の内容	—	13,442	13,893	13,982	14,593	15,161
差異（②－①）	—	0	0	0	0	0

2) 一時預かり事業等

単位：人日／年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	29,749	30,747	30,943	31,548	32,248
②確保の内容	76,065	76,065	78,555	78,555	78,555	78,555
差異（②－①）	—	46,316	47,808	47,612	47,007	46,307

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人日／年

【全区域】		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	低学年	—	1,111	1,145	1,185	1,225	1,273
	高学年	—	17	17	18	18	18
	合計	—	1,128	1,162	1,203	1,243	1,291
②確保の内容	低学年	4,518	4,518	4,518	4,518	4,518	4,518
	高学年	71	71	71	71	71	71
	合計	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589	4,589
差異（②－①）		—	3,461	3,427	3,386	3,346	3,298

(7) 病児・病後児保育事業

単位：人日／年

【全区域】	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	—	1,205	1,241	1,266	1,296	1,330
②確保の内容	3,417	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441
差異(②-①)	—	1,236	1,200	1,175	1,145	1,111

(8) 利用者支援事業

単位：箇所数

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
箇所数	18	18	18	18	18	18

(9) 妊婦健康診査

単位：人回／年

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	33,656	34,104	34,510	35,070	36,288	35,868
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：回／年

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	2,346	2,404	2,436	2,465	2,505	2,592
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。					

(11) 養育支援訪問事業

単位：人日／年

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	154	160	165	168	172	176
確保の内容	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。					

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携・協働

計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、区内の教育・保育事業者、学校、区民との連携・協働を推進しながら施策の充実に努めていきます。

(2) 計画・制度の周知

計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページ等さまざまな媒体を活用して、広く区民にお知らせします。同様に「子ども・子育て支援新制度」の周知に努めていきます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の管理にあたっては「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

3 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定し、計画期間経過後（令和6年度末）の目標値を定めます。評価指標は計画全体と7つの重点取組ごとに設けることとし、次のとおりとします。

(1) 計画全体の指標

種別	評価指標	現状値	目標値
成果指標	①子育ては「楽しいと感じることの方が多い」と思う割合	47.6%	70.0%
	②区の子育て支援事業の認知度	—	—
	すみだ子育てアプリ	43.1%	60.0%
	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	23.0%	35.0%
	育児相談、子育て相談、子育て講座	56.3%	75.0%
	すみだ安心・安全メール	47.7%	75.0%
	子育て支援総合センター	56.5%	80.0%

(2) 7つの重点取組の指標

重点取組	種別	評価指標	現状値	目標値
親子の集いの場の提供	成果指標	「親同士のつながりと子育て力が育成されてきている」と感じる割合	35.0%	45.0%
	活動指標	地域子育て支援拠点利用者数	148,154人	170,000人
児童の健全育成と放課後の子どもの居場所	成果指標	学童クラブ待機児童数	145人	0人
	活動指標	学童クラブ定員数	2,214人	2,664人
保育の質・サービスの向上	成果指標	「教育・保育サービスが充実している」と感じる割合	40.7%	50.0%
	活動指標	各種法令、通知等に関する研修への累計参加者数	— (未実施)	200人
虐待防止のための連携・支援	成果指標	「保護が必要な子どもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	38.4%	50.0%
	活動指標	協力家庭の数	9件	12件
地域との協働による子育て支援	成果指標	「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と感じる割合	38.9%	50.0%
	活動指標	子育てサポーター数	331人	380人
安全・安心なまちづくり	成果指標	「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」と感じる割合	48.6%	60.0%
	活動指標	子どもの110番協力件数	3,025件	3,950件
ワーク・ライフ・バランスの推進	成果指標	「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが推進されている」と感じる割合	25.8%	35.0%
	活動指標	区主催セミナーへの参加事業者数	8人	40人



つながる
墨田区

墨田区子ども・子育て支援総合計画

—すみだ子育て・子育て応援宣言—
(令和2年度～令和6年度)

令和2年2月

発行 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
TEL : 03-5608-6084 (直通)
FAX : 03-5608-6404
E-mail : KOSODATE@city.sumida.lg.jp
